

大阪府警察職員の配偶者同行休業の実施手続等に関する要綱の制定について（概要）

制定 平成27年1月29日

例規（務）第6号

この例規は、職員が外国において勤務を必要とする配偶者と生活を共にするために配偶者同行休業を取得しようとする場合の手続等について必要な事項を定めたもので、

- 承認の申請及びその取消しの手続等に関すること
- 承認基準に関すること

などの項目からなっている。